

# 社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 会議費及び研修費支出取扱基準

平成23年 4月 1日制定

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人五城目町社会福祉協議会（以下「社協」という）の主催する会議、研修等、及び役職員等の参加する外部会議、研修等に係る会食を伴う会議費、研修費の執行について、必要な事項を定めその適正な取扱いを図ることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 会議、研修等において会食等を伴う場合、次に掲げる経費について適用する。

(1) 社協の主催する会議、研修等で参加者に提供される1人1回200円以内のお茶代

(2) 社協の主催する会議、研修等で午後0時を通し行われる場合に提供される1人1回1,000円以内の昼食代

(3) 外部の主催する会議、研修等で午後0時を通し行われる場合に提供される1人1回600円以内の昼食代

(4) 外部の主催する会議、研修等で会食を伴う経費を求められた場合、及び会議、研修等が終了し、引き続きその場で行われる会食の経費のうち、予算措置されているもの

(5) 災害等緊急によりやむを得ない事務作業のため、夜間、又は長時間にわたって勤務を必要とする場合に発生する食事代

## (予算執行)

第3条 各担当は食糧費の予算執行に当たって、会計支出伝票により会計責任者に提出しなければならない。

2 会計責任者は受理した会計支出伝票を前条各号のいずれかに該当するか判断し、執行の可否を判断するものとする。

## (執行上の注意)

第4条 食糧費の執行に当たっては、容易に従前の例によることなく、真に必要な場合に限りて執行するものとするほか、その執行内容は会議等の効率的な時間帯での開催等によって経費の節減を図り、必要最小限のものにとどめることとし、社会通念上の節度を逸脱することのないように努めなければならない。